

# 平成30年度第5回南関町農業委員会会議録

平成30年8月10日(金)  
午後1時30分開会  
南関町役場第一会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
  - 1番 松本泰典君
  - 10番 竹島久利君
5. 議 事
  - 第13号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第14号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 松本 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	5番 原 靖 君
6番 山本 精武 君	7番 荒木 茂 君
8番 田崎 芳憲 君	9番 北原 照代 君

## 四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

4番 矢野 房幸 君

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(3名)

事務局長 東田 彰夫 君  
書記 上田 賢 君

書 記 美奈川 徹 君

## 平成30年度第5回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

#### 1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 平成30年度の第5回農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） 本日、4番の矢野委員さんより欠席の旨の通告がありましたので、ご報告をいたします。

本日の出席委員は、11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、農業委員憲章朗読を、8番、田崎委員さん、よろしくをお願いします。

○8番（田崎 芳憲君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めまして、こんにちは。毎日ですね、猛暑ということで梅雨上がりからずっと続いておりますとですね、体のほうもですね、何か変な感じでございます。またそうした中でですね、パトロールのほうをですね、お願いしておるということでございますが、どうぞですね、熱中症にかからないようにですね、朝晩でですね、頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひしときます。

また、今月はですね、29日にお手元に配ってあるかと思いますが、研修会もですね、開催されるようになっております。またあとで報告があるかと思いますがですね、本部のほうからですね、広島、岡山のですね、災害見舞金のほうもですね、お願いすることになっておりますのでですね、よろしくお願ひしたいと思います。

暑い中でございますのでですね、短時間に終わりたいと思います。

どうぞよろしくお願ひしときます。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。

ります。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入りたいと思います。

議事録署名の署名人の指名をいたします。

今回は、議事録署名人として10番、竹島委員、1番、松本委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、議案審議に入りたいと思います。

第18号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回の申請人は、8番、田崎委員を譲渡人とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会規則第10条の議案参与の制限に該当するため、申請番号72、73を除く議案を先に審議のうえ、許可、可否の判断を行い、その後、田崎委員にはいったん会議室より退席をお願いして、当該案件の審議をいただくことにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より内容の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第18号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請について説明いたします。

1番から3番は一つの申請になります。受付日、平成30年7月5日、申請番号65号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、交換による所有権移転となります。

4番。受付日、平成30年7月5日、申請番号66号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

5番と6番は一つの申請になります。受付日、平成30年7月11日、申請番号73号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

7番は取り下げになっております。

続きまして、農地法第3条第1項による農地の使用貸借権設定の許可申請についてご説明いたします。

受付日、平成30年7月11日、申請番号72号。貸人、借人、土地の所在地等は記載のとおり、期間は10年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

第18号議案は、農地法3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請6件でございます。使用貸借権設定許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの説明をお願いいたします。

まず、私から説明したいと思います。

4番でございます。これはですね、クマノハルと申しまして、通称イデンハルイデンハルと申しましてですね、そういうところは南の、南ていうとわかりますか、こちらから回りますとですね、〇〇〇からですね、左の草むらを上ったところの原でございます。

ここの方はですね、譲渡人はですね、もうほとんど百姓してない、全然百姓をしてないというところでございますね、ちょうど譲受人が隣ということですね、されるということで、かえってですね、いいんじゃないかと思いますがですね、ご審議よろしくお願ひしときます。

続きまして、8番、田崎委員、お願いいたします。

○8番（**田崎 芳憲君**） 1番から3番の件ですけれども、ちょっとこれは以前交換で出ていた分のその土地ですかね。ちょうどキクナン道路のですね、〇〇〇から北のほうに300mぐらい行ったところですね。ここも基盤整備をされる予定ということで、ここに譲受人の方の土地が別にありますので、そこで一つにして整備されるということで、（聞きとれず）となります。

以上です。

○議長（**松村 公正君**） ただいま、事務局、委員さんの説明が終わりました。申請番号65、66についてのご意見、ご質問はありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第18号議案のうち、申請番号65、66は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。異議なしと認め、第18号議案のうち申請番号65、66は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、申請番号72、73は、8番、田崎委員に関する案件もでございます

ので、田崎委員はですね、暫時退席をお願いしたいと思います。

(田崎芳憲君 退室)

○議長(松村 公正君) それでは、8番、田崎委員が退席されましたので、申請番号72、73について、ここはこれじゃよかつかね。(いや、会長のほうから説明をお願いしますの声) ええとですね、この地図の3枚目のですね、物件でございまして、水田、73番のですね、の方の5番、6番がですね、この2枚でございまして、以前ここはですね、60年代にですね、小規模の基盤整備がなされているところとございまして、兄貴さんがですね、もうこちらに帰ってこんとということでございましてですね、妹さんに贈与するという案件でございまして。それとですね、右上のほうにある物件がですね、〇〇〇のお宮の下でございましてですね、ここをですね、今、退席されました方から〇〇〇さんのほうに貸借ということでですね、きれいにですね、整備されて、耕運もされてですね、何ら問題ないかと思います。

この件につきまして何かご質問ございませんでしょうか。72、73、次のページの72と73ですね。貸借と贈与でございまして。ございませんか。

(なしの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございまして、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第18号議案の申請番号72、73は、原案のとおり決定することにいたしました。

ありがとうございました。

ちょっと呼んでください。

(田崎芳憲君 入室)

○議長(松村 公正君) 続きまして、第19号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局よりご説明申し上げます。

第19号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番。受付日、平成30年7月12日、申請番号75号。土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は、すみません、貸車庫となっておりますが車庫の間違いです。車庫の建設になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございました。第19号議案は、農地法第

5条第1項の規定に基づく転用許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

5番、原委員、お願いいたします。

○5番（原 靖君） 8月3日、〇〇〇さんと事務局と3名で現地に行きました。写真で見ると、ここはちょうど〇〇〇がありましたコンビニの前の信号のところですが、信号の裏のほうにちょうどなりますね、〇〇〇の上になりますけれども、今現在は耕作された方が地主さんにお借りしたいで、8年間ほど耕作されてなかったんですが、そこを駐車場にされるということで、場所的にも周りの状況からも何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。委員さん、事務局よりの説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第19号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第19号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（松村 公正君） 次に、その他の報告事項何かございますか、事務局。

何か皆さんからご質問、ほかの件でもよございませうが、何かありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようございましたのでお諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにいたしました。

本日は慎重審議いただきましてありがとうございます。これをもちまして議長の席を降りさせていただきます。どうも。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（東田 彰夫君） はい、栢村会長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これもちまして、第5回の農業委員会総会を閉会  
します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時45分



本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人